

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者を支援します！

# 貸店舗、貸事務所等の 家賃を半額補助します ＜令和2年11月～令和3年1月分＞

## 対象者

雫石町に事業所を有する中小企業者(裏面「指定業種」参照)で、下記要件を満たす方

- ・補助金受領後も経営を継続する意欲があること
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、令和2年11月から令和3年1月までのいずれか一月の売上が前年同月の売上と比較して30%以上減少していること
- ・町税を滞納していないこと(新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものは除く) など

## 申請期限

令和3年2月19日(金)まで

## 申請方法

郵送または雫石町役場観光商工課窓口へ持参すること

## 補助金額

月額家賃の1/2以内 ※一月ごとの上限10万円  
補助対象期間: 令和2年11月から令和3年1月までの最大3ヶ月分

## 交付申請時の提出書類

(交付申請時)

- ・補助金交付申請書(様式第1号)(※)
- ・賃貸借契約書などの写し
- ・令和元年の確定申告書類の控えの写し
- ・減収月の売上高等が分かる帳簿の写し
- ・町内で営業していることを証明する書類の写し

(請求書提出時)

- ・補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)(※)
- ・家賃の領収書など(通帳の写し可)

## 対象業種

(対象業種)

情報・インターネット付随サービス業、各種小売業、宿泊業、飲食店、各種サービス業、娯楽業、学習支援業等

(今回追加となる業種)

放送業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、保険業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、学術・開発研究機関、専門サービス業、技術サービス業、学校教育、医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業

※提出書類の様式及び記入例は、町のホームページに掲載しております。

### 【問合せ・申請先】

〒020-0595 雫石町千刈田5番地1 雫石町役場 観光商工課  
電話 019-692-6497 E-mail : kankou@town.shizukuishi.iwate.jp